



今後の公正取引室の取組

～新しい資本主義へ～

新しい資本主義への取組

令和4年6月7日に「経済財政運営と改革の基本方針2022」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定されました。この閣議決定に基づく公正取引委員会における主な新しい資本主義への取組は次のとおりです。

- ① 社会経済の急速な変化に対応し、イノベーションや企業の成長を促す競争環境を整備するため、取引慣行や規制により競争が働いていない分野の実態を調査し、改善や見直しを提言するアドボカシー（唱導）機能の強化を図ること。
- ② 中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進めること。

① イノベーションを促す競争環境の整備

公正取引委員会は、令和4年6月16日に「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて」を公表し、アドボカシーとエンフォースメントの連携、強化に取り組んでいます。

競争を促進するのじゃ

オットリー長官



法律違反は許さないよ



どっきん

情報等の活用

連携

実効性の強化

「アドボカシー（唱導）」
社会経済の変化に対応し、競争が働いていない分野における取引慣行の実態を調査して、独占禁止法や競争政策上の考え方を明らかにして公表します。
また、事業者等による自主的な改善を促し、違反行為の未然防止を図ります。

「エンフォースメント（執行）」
事業者等による不正な取引方法等の独占禁止法等の違反行為の疑いがあれば、立入検査や事情聴取などの事件調査を行って、行政処分などの措置を講じて厳正に対処します。

② 適切な価格転嫁に向けた取引環境の整備

公正取引委員会は、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、中小企業や下請事業者が、原材料価格や労務費、エネルギーコストなどの上昇分を適切に価格転嫁し、適正な利益を得て、賃上げの原資を確保できるような取引環境の整備に取り組んでいます。

中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

独占禁止法の執行強化

- ・ 優越的地位の濫用に関する緊急調査
- ・ 労働基準監督機関との連携強化

下請法の執行強化

- ・ 買いたたきの解釈の明確化
- ・ 買いたたきに対する取締り強化
- ・ 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動など

価格転嫁円滑化スキーム

- ・ 違反行為情報提供フォームの運用
- ・ 法違反が多く認められる業種への自主点検要請
- ・ 転嫁拒否が疑われる業種への重点立入調査など

③ 沖縄における今後の公正取引室の取組

公正取引室は、沖縄における「競争の番人」として、所管法律に関する相談対応、事業者や発注者向け研修会、有識者との懇談会、学生向けの独占禁止法教室、消費者向けのセミナー等の普及啓発の取組を行っています。また、独占禁止法、下請法、景品表示法等に違反する疑いがあれば、事業者等への調査を行って指導するなど、厳正に対処しています。

今後、公正取引室は、体制及び執行力の強化を図って、

- ① イノベーションを促す競争環境の整備
 - ② 適切な価格転嫁に向けた取引環境の整備
- にも取り組むことで、沖縄において「新しい資本主義」が実現できるように貢献してまいります。



公正取引室長 藤岡賢史

独占禁止法等に関する御相談や講師派遣の御依頼などがありましたら、お気軽に御連絡ください。

お問合せ先 総務部公正取引室
☎0998-8666-0049

※ 詳細は18ページの「お知らせ①」をご覧ください。